

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置及び事業者に対する協力金の支給について

本日、新型コロナウイルス感染拡大防止のための新潟県における緊急事態措置等について、取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 施設の使用停止等の協力要請

県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置として、以下に該当する施設等を運営する事業者に対し、施設の使用停止等の協力要請を行います。

(1) 対象施設

別添のとおり

(2) 要請する休止期間

令和2年4月22日（水）から5月6日（水）まで

2 協力金の支給

県の協力要請に応じて、緊急事態措置の期間中、施設の使用等の停止に全面的に協力頂ける事業者に対し、以下により協力金を支給します。

(1) 対象

県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主であって、上記の要請に応じ、少なくとも令和2年4月24日（金）から5月6日（水）までの全ての期間において対象施設の休業等にご協力いただける事業者

(2) 支給額

一事業者あたり10万円

(3) 申請手続き等

協力金に関する申請の受付は、5月上旬から開始する予定です。
申請手続き、支給方法等は別途お知らせします。

3 相談窓口の開設

緊急事態措置（施設の休止等の協力要請）の内容や協力金の支給手続きに関する問合せに対応するための相談窓口を設置します。

名 称：新潟県緊急事態措置・協力金相談センター

電話番号：025-280-5222

開 設 日：令和2年4月21日（火）

開設時間：午前9時～午後7時（土日祝日を含む）